

特別養護老人ホームともおか 料金表

○毎月のご利用料は、
施設サービスにかかった費用※の1割(又は2・3割) + 居住費
1日 2,550円 + 食費
1日 1,890円 と、日常生活費(使用分のみ)となります。

※基本単位と加算単位(施設により異なる)の合計に、地域区分をかけた額で算出します。

	基本単位	看護体制		日常生活継続 支援加算(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	科学的介護 推進体制加算	褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	月合計単位 ×30日	総 単 位 に	ベース アップ 加算	総 単 位 に	処遇改善 加算(Ⅰ)	総 単 位 に	介護職員等 特定処遇改 善加算(Ⅰ)	地域区分 (6等地)	サービス 費用総額
		加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)														
要介護1	661								22,843		365		1,895		616	× 10.27	264,134
要介護2	730							24,913	1.6	398	8.3	2,067	2.7	672	288,073		
要介護3	803	12	23	46	11	200 (月あたり)	40 (月あたり)	13 (月あたり)	27,103	%	433	%	2,249	%	731		313,399
要介護4	874								29,233	加算	467	加算	2,426	加算	789		338,037
要介護5	942								31,273	加算	500	加算	2,595	加算	844		361,627

* 単位は1日あたり

* 1ヶ月30日で換算

○介護保険の負担割合と要介護度ごとの、月々の基本のご利用料は次の通りとなります。

- ・看取り介護加算(31日~45日)..... 72単位/日
- ・看取り介護加算(4日~30日)..... 144単位/日
- ・看取り介護加算(前日、前々日)..... 680単位/日
- ・看取り介護加算(死亡日)..... 1,280単位/日

費用総額(本人負担分)			居住費(30日分)		食費(30日分)						
1 割 負 担	要介護1	26,414	+	76,500	+	56,700	=	1 割 負 担	要介護1	159,614	+日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	28,808							要介護2	162,008	
	要介護3	31,340							要介護3	164,540	
	要介護4	33,804							要介護4	167,004	
	要介護5	36,163							要介護5	169,363	
2 割 負 担	要介護1	52,827	+	76,500	+	56,700	=	2 割 負 担	要介護1	186,027	+日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	57,615							要介護2	190,815	
	要介護3	62,680							要介護3	195,880	
	要介護4	67,608							要介護4	200,808	
	要介護5	72,326							要介護5	205,526	
3 割 負 担	要介護1	79,241	+	76,500	+	56,700	=	3 割 負 担	要介護1	212,441	+日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	86,422							要介護2	219,622	
	要介護3	94,020							要介護3	227,220	
	要介護4	101,412							要介護4	234,612	
	要介護5	108,489							要介護5	241,689	

○介護保険法の制度改正および消費税率等の変動の際には、事前にお知らせのうえ利用料の変更をさせていただきますのでご了承ください。

○上記以外に新たに加算が算定される場合、事前に同意を得た後に算定させていただきます。

○利用料の負担軽減制度については、裏面を参照のうえ、ご相談ください。

令和5年1月1日改訂

▶▶ 利用料には、それぞれ負担軽減制度があります。

特定入居者介護サービス費

居住費と食費について、下記の表のとおり限度額が適用される制度です。
 交付要件①本人および世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が**住民税非課税**
 交付要件②預貯金等が**単身1,000万円、夫婦2,000万円以下**

所得の状況		居住費		食費	
負担段階	主な対象者(上記要件に加えて)	1日あたり	×30日	1日あたり	×30日
第1段階	高齢福祉年金、生活保護等を受給されている方	820	24,600	300	9,000
第2段階	合計所得+課税年金額の合計が80万円以下の方	820	24,600	390	11,700
第3段階①	年金収入額+その他合計所得金額が80万超120万以下の方	1,310	39,300	650	19,500
第3段階②	年金収入額+その他合計所得金額が120万超の方	1,310	39,300	1,360	40,800
なし	非該当の方	2,550	76,500	1,890	56,700

※適用後の月額例(1割負担分含む)					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	60,014	62,408	64,940	67,404	69,763
第2段階	62,714	65,108	67,640	70,104	72,463
第3段階①	85,214	87,608	90,140	92,604	94,963
第3段階②	106,514	108,908	111,440	113,904	116,263
なし	159,614	162,008	164,540	167,004	169,363

+日常生活費(使用分のみ)

高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担が高額になった場合は、下表の上限額を超えた分が、申請により後から支給されます。

自己負担段階区分	1ヶ月の上限額
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給とならない方 	15,000円(個人) 15,000円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> 高齢福祉年金の受給者 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	15,000円(個人)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
一般世帯	37,200円(世帯)
現役並み所得者※	44,400円(世帯)

※同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方

制度に関する要件などの
 詳細は、高齢介護課へ
 お問い合わせください。



社会福祉法人等 利用者負担軽減制度

社会福祉法人が行う介護保険施設等を利用した場合に、必要な負担軽減を行う制度です。
 市民税非課税世帯に属する方で、収入や世帯状況等を統括的に勘案し、市長が必要と認めた方が対象となります。

対象者の要件	軽減内容
<ul style="list-style-type: none"> 年間収入が単身で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万を加算した額以下である。 預貯金等が単身で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万を加算した額以下である。 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 介護保険料を滞納していないこと。 	利用者負担額 (1割負担、居住費、食費) を25%軽減

令和5年1月1日改訂